

社会資本整備審議会建築分科会
第2回室内化学物質対策部会議事要旨

1. 日 時 : 平成13年10月19日(金) 15:00~17:00
2. 場 所 : 経済産業省別館T14会議室
3. 出席委員: 村上部会長、青木臨時委員、池田専門委員、加藤専門委員、
倉淵専門委員、古賀専門委員、小西専門委員、田辺専門委員、
中野専門委員、浜田専門委員、前島専門委員

< 議事要旨 >

クロルピリホスについては、室内濃度のシミュレーションを行うと、指針値を上回ってしまうのか。
そのように考えられる。

窓の取り扱いについて、仮に昼しか使わない建物というものがあれば、換気設備は必要はないといえるのか。

住宅以外の建築物の扱いについてはさらに検討が必要と考えている。例えば、CO₂の濃度基準については、ビル管法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)でも1日の平均濃度を基準としている。

窓があれば換気設備は必要ない、と安易に考えられると問題が生じる場合もあるという、安全側で検討いただいているものと思われる。

規制を行うにあたっては特異な気象条件は除外して考えるのか。

規制の水準の設定にあたっては、外気温や湿度などの夏季の平均的な気象条件を想定することが適切と考えている。その他、極端に家具を多く持ち込んだ場合等は除外すべきではないかと考えている。

化学物質の特性なども含め、生産者等に周知をすべき。

法改正が行われた場合、既存遡及に関してはどのように考えていくのか。

増改築時には遡及するが、発散量の時間的な低減効果を取り入れて、ある年数経過した時点で、規制対象から外す考えもありえる。

住宅に対してはある程度イメージがあるが、オフィスや学校等についても、もう少し検討していただきたい。

事務所系の建築物は、中央管理方式の換気設備であったりするので前提条件が少し異なる。発生源も建材以外の場合も想定されるため、さらに実態を把握したい。

報告の案文を作る際には、ホルムアルデヒドとクロルピリホスの対策だけをやれば健康な住宅になる、といったように捉えられないように注意していただきたい。例えば、アセトアルデヒドなどの指針値は、今後かなり厳しい値が示される可能性があり、そういったものにも対応していく必要がある。今後とも指針値が逐次追加されることを前提に作業を進めたい。

換気設備の規制について、ホルムアルデヒドを使用しない場合でも、原則として換気設備が必要ということとされているが、ホルムアルデヒドとの組み合わせで考えるというより、ビル管法の適用となっていないようなオフィスビルでもきちんと換気をすべきではないか。通常の使用状態を前提に、オフィスビルの使用の実態やビル管法等を踏まえ検討する必要がある。

ホルムアルデヒドを吸着分解する特別な建材も検討対象に入るのか。吸着性能が優れており、長期的な性能も保証されているものについては、考慮に入れる必要がある。

下地材の定義について、内装材の直接下にあるものを下地として考えるのか。あるいは、ツーバイフォーで合板を面材として用いる場合でその上に別の面材が張られていて二重になっている場合などはどうか。実質的に居室内への影響があるものを規制の対象とすべきであるが、今後、技術的に検討する必要がある。

建具は対象に入っていないが、実際測ってみると、けっこう放散が多いので、検討の対象にしていただきたい。

クロルピリホスの扱いについて、現場で建材にクロルピリホスが含まれているかいないかを判断することは困難であるので、そのような建材そのものを禁止できないか。

クロルピリホスは現場で散布・塗布するものが多いと考えている。広範囲の部位について規制された場合は、事実上使われなくなると思われる。

規制対象とする建築材料は、ホルムアルデヒドを発散するおそれのあるものを制限列挙するのか。

新製品を作る度に測定するということでは、開発者に大きな負担がかかるので、あらかじめホルムアルデヒドを発散するおそれがあるものについて規制対象とするのが適切ではないかと考えている。

現在の等級区分では、例えば Fc0 は 0.5mg/l であるが、これは、実際の値が 0.1 や 0.2 の場合であっても 0.5 として扱うことになるのか。

現在の規格値よりも上位の性能をもった材料があったほうが望ましいということであれば、基準法上そのようなものを位置づけることも可能と考えられる。

民間の自主規格を引用することはできるのか。

法的な位置づけのあるものに限られるため、民間の自主規格の引用は難しいと考えている。

ホルムアルデヒドの吸着分解性能とはどのように評価するのか。

例えば、大臣の認定制度のようなものを活用し、評価機関で評価を行うということも考えられる。

建築基準法で基準が定められたとき、この基準は現在、品確法での等級 4 と同等レベルと思われるが、将来的には品確法はどのようになるのか。

今後の検討課題であるが、基準法のレベルと性能表示の等級との調整について検討が必要と考えている。また、建築基準法で換気と建材がトレードオフの関係になるのであれば、品確法も考慮する必要があると思われる。

最近では、日曜大工が盛んになってきているが、化学物質についての対応がなされていない建材が出回ると室内汚染が進んでいってしまう。誰が使っても汚染がでてこないようにはならないか。

基準化にあわせて、そのような化学物質が用いられた建材の有害性について、あわせて周知を図っていくことが重要と考えている。

(以上)